



# 埼玉県報

第2196号

平成22年6月29日

火曜日

## 目次

### 規則

- [児童福祉法施行細則の一部を改正する規則\(こども安全課\)](#)
- [母子保健法施行細則の一部を改正する規則\(健康づくり支援課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)
- [学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

### 訓令

- [埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(秩父地域振興センター\)](#)
- [県庁舎で使用する電気の購入に関する落札結果\(管財課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)

- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [腐蛆病患畜の発生の告示\(畜産安全課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [熊谷中央土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [神鳥荻島土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [事務所の所在又はその業者の所在が確知できない宅地建物取引業者\(建築安全課\)](#)
- [県立春日部高等学校外16校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者の公示\(高校教育指導課\)](#)
- [携帯型プリンタ等の賃貸借に係る一般競争入札の公告\(会計課\)](#)
- [暴力団等組織犯罪情報管理システムの賃貸借及び保守に係る一般競争入札の公告\(会計課\)](#)
- [一般国道百四十号の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [一般国道二百九十九号の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道東門前蓮田線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道東門前蓮田線の供用開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了告示\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

○ [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

○ [道路位置指定告示\(熊谷建築安全センター\)](#)

## 雑報

○ [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)

○ [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)

○ [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)

## 正誤

○ [埼玉県告示第九百八号目次中訂正\(西部地域振興センター\)](#)

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第八十号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の備考2及び別表第二の備考2中「第41条の19の2第1項」の次に「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項」を加える。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一又は別表第二の規定は、この規則の施行の日以後の措置、助産の実施、母子保護の実施又は児童自立生活援助の実施（以下この項において「措置等」という。）に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置等に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

## 規 則

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第八十一号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和五十二年埼玉県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の備考2中「第41条の19の2第1項」の次に「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項」を加える。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

## 規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第八十二号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表中二九七の項を二九九の項とし、二五六の項から二九六の項までを二項ずつ繰り下げ、二五五の項を二五六の項とし、同項の次に次のように加える。

二五七 鶴ヶ島中新田住宅	鶴ヶ島市大字中新田	中層耐火	四九・四二	二〇
--------------	-----------	------	-------	----

別表中二五四の項を二五五の項とし、一八五の項から二五三の項までを一項ずつ繰り下げ、一八四の項の次に次のように加える。

一八五 草加北谷住宅	草加市北谷三丁目	中層耐火	五〇・〇四	二五
------------	----------	------	-------	----

### 附則

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

## 規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第十七号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項を削り、同条第二項中「含む。」の下に「又は第四項」を、「同条第二項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「含む。」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第二項とする。

第十二条第一項中第二十三号を第二十四号とし、第八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 条例第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の教育委員会が定める世話を行う学校職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第十二条第二項及び第三項中「第十七号及び第十八号」を「第八号、第十八号及び第十九号」に改める。

第十九条中「第十一号及び第十六号」を「第十二号及び第十七号」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

（埼玉県立学校職員服務規程の一部改正）

2 埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第十二条第一項第十九号」を「第十二条第一項第二十号」に改め、同条第五項中「第十二条第一項第二十三号」を「第十二条第一項第二十四号」に、「別表第三の三」を「別表第三の四」に改め、同条中第七項を第八項と

し、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 職員が、勤務時間等規則第十二条第一項第八号に規定する休暇を受けようとするときは、第二項による願い出の際、別表第三の三による要介護者の状態等申出書を添えなければならない。

第十七条の四第二項に後段として次のように加える。

この場合において、条例第九条第二項の規定による請求に係る期間と同条第四項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。第十七条の四に次の一項を加える。

3 職員は、条例第九条第四項の規定に基づき、時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする一の期間について、時間外勤務制限開始日及び期間（一年又は一年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、別表第八の七による時間外勤務制限請求書をもつて校長に請求しなければならない。この場合において、条例第九条第二項の規定による請求に係る期間と同条第四項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第十七条の五第一項第四号中「第六条の二第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項第四号を削り、同条に次の一項を加える。

3 前条第三項の請求をした職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく、別表第八の人による育児又は介護の状況変更届をもつて校長に届け出なければならない。

一 当該請求に係る子が死亡した場合

二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなつた場合

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつた場合

別表第三の三を別表第三の四とし、別表第三の二の次に次の一表を加える。



別表第3の3（第10条関係）

要介護者の状態等申出書		年	月	日
校長 様				
	学校名	職名		
	氏		名 <sup>㊤</sup>	
1	要介護者に関する事項			
	(1) 氏名			
	(2) 職員との続柄			
	(3) 職員との同居または別居の別			
	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居			
	(4) 介護が必要となった時期			
	年 月 日			
2	要介護者の状態			
3	備考			
注1	「1 (4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行なう時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。			
注2	「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるよう、具体的に記入する。			

別表第八の七及び別表第八の八を次のように改める。

別表第8の7（第17条の4関係）

深夜勤務・時間外勤務制限請求書		
校長 様	年 月 日	
学校名 氏	職名 名 <sup>㊤</sup>	
<p>私は、下記のとおり <input type="checkbox"/>養育 <input type="checkbox"/>介護 のため <input type="checkbox"/>深夜勤務 <input type="checkbox"/>時間外勤務 の制限を請求します。</p> <p style="text-align: right;">(勤務時間条例 <input type="checkbox"/>第9条第2項 <input type="checkbox"/>第9条第4項)</p>		
記		
1 請求に係る子又は要介護者	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生 ( <input type="checkbox"/> 出産予定日 )
	養 子 縁 組 の 効 力 が 生 じ た 日	年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <input type="checkbox"/>深夜において就業している（深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入）。  <input type="checkbox"/>負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である。  <input type="checkbox"/>産前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）又は産後8週間以内である。  <input type="checkbox"/>上記のいずれにも該当しない（養育ができる。）。                 </div> <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	時間外勤務の制限	年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間 ( 月 )
<p>備考 1について</p> <p>(1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、<input type="checkbox"/>出産予定日にレ印を記入すること。</p> <p>(2) 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。</p> <p>2について</p> <p>(1) この欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。</p> <p>(2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。</p> <p>3について</p> <p>この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。</p> <p>4について</p> <p>子を養育するための深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。</p>		

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

校長 様

学校名 職名

氏 名印

私は、下記のとおり（深夜勤務）  
（時間外勤務）の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたのでお届けします。

記

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した。
- 職員の子でなくなった。  
（ 離縁  養子縁組の取消）
- 同居しなくなった。
- 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において状態として当該子を養育できる者に該当することとなった。

(2) 介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した。
- 要介護者と学校職員との親族関係が消滅した。  
（消滅の理由： ）
- 同居しなくなった。

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

埼玉県訓令第十五号

訓令

本 庁  
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、勤務時間条例第七条第二項の規定による請求に係る期間と同条第四項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第二十一条の三第一項第四号中「第六条の二第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項第四号を削る。

様式第十七号の二を次のように改める。

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

年 月 日

埼玉県知事 様

所属 氏名 ⑩

次のとおり  
 養育  
 介護

のため

深夜勤務  
 時間外勤務  
 勤務時間条例  
 第 7 条第 2 項  
 第 7 条第 4 項

の制限を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	氏名		続柄		日生 (□出産予定日)	
	生	年 月 日	年 月 日	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前 6 週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14 週間) 又は産後 8 週間以内である <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない (養育ができる)					
	<input type="checkbox"/> 無					
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容						
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
	時間外勤務の制限	年 月 1 年	年 月 1 年	日に満たない期間 ( 月 )		
備考						
1 について						
(1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に「出産予定日」を記入し、「出産予定日」の□に△印を記入すること。						
(2) 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。						
2 について						
(1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。						
(2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が 1 月に 3 日を超えることをいう。						
3 について						
この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。						
4 について						
子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前の日を制限終了日として請求すること。						

様式第十七号の三中「もののな」の次に「総務課において指導として当該子を」を加える。

#### 附 則

この訓令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

# 訓令

埼玉県教育委員会訓令第四号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項に後段として次のように加える。

この場合において、勤務時間条例第七条第二項の規定による請求に係る期間と同条第四項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第二十四条の三第一項第四号中「第六条の二第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項第四号を削る。

様式第二十四号の二及び様式第二十四号の三を次のように改める。



様式第24号の2（第24条の2関係）

深夜勤務・時間外勤務制限請求書			
		年 月 日	
埼玉県教育委員会教育長 様		所 属	
		職・氏名 印	
次のとおり <span style="font-size: 2em;">[</span> 養育 <span style="font-size: 2em;">]</span> のため <span style="font-size: 2em;">[</span> 深夜勤務 時間外勤務 (勤務時間条例 第7条第2項 第7条第4項) <span style="font-size: 2em;">]</span> の制限を請求します。			
1 請求に係る子又は要介護者	氏名		
	続柄		
	生年月日	年 月 日	日生(出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	有	[	無
深夜において就業している 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である 産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である 上記のいずれにも該当しない(養育ができる)			
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から	毎日
	時間外勤務の制限	年 月 日から	その他( )
1年 1年に満たない期間( 月)			
備考 1について (1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に 出産予定日を記入し、「出産予定日」の に <input checked="" type="checkbox"/> 印を記入すること。 (2) 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ 記入すること。 2について (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入 すること。 (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3 日を超えることをいう。 3について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 4について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子 が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求 すること。			

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 様

所 属

職・氏名

印

次のとおり〔 深夜勤務 時間外勤務 〕の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した

職員の子でなくなった

( 離縁 養子縁組の取消 )

同居しなくなった

職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した

要介護者と職員との親族関係が消滅した

( 消滅の理由 : )

同居しなくなった

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

附 則

この訓令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第九百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ゆとろぎ
- 三 代表者の氏名  
内山 鮎子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県北本市中丸五丁目三一五番地二号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主に一人暮らしの高齢者を対象として、支え合う人間関係作りや生きがい作りを支援し、心の健康に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.aitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人バオバブの木
- 三 代表者の氏名  
荒川 広子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市くすのき台二丁目二十一番三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害児及び障害者に対して、生活支援と就労に関する事業を行い、障害児及び障害者並びにその家族の安定した生活と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年六月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉利根医療圏糖尿病ネットワーク

三 代表者の氏名

高井 孝二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目二番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、糖尿病を含む慢性疾患等の地域医療を支える人材を育成するとともに、保健・医療・福祉の連携による地域で患者を支える仕組みを構築し、一方で、住民への医療教育を通じたエンパワーメントや、疾病管理による地域医療の持続的質改善を行う。当法人はこれらの事業を通じて、糖尿病を含む慢性疾患を抱える患者や住民が、主体的に健康増進を行いながらも地域に支えられながら、生涯にわたり健康で快活に暮らしていけるまちづくりに寄与するものとする。

## 告 示

埼玉県告示第九百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 秩父百年の森
- 三 代表者の氏名  
島崎 武重郎
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県秩父市上町3丁目6番6号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、秩父地域の森林と林業の維持・発展を目指し、森林に関わる調査・研究及び森林の保全・育成活動を行うとともに、優れた森林を次世代に引き継ぐための環境教育活動を推進することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第九百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司



- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量12,900,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年5月28日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 F - P o w e r 東京都品川区東五反田5丁目11番1号
- 5 落札金額  
196,926,166円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年4月9日

# 告 示

埼玉県告示第九百二十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十九年埼玉県告示第千三百十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
和光市白子四丁目五四三二番の一部
- 二 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去及び原位置での浄化による除去

## 告 示

埼玉県告示第九百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
本 町 ク リ ニ ッ ク	豊 田 龍 生	鳩ヶ谷市本町 2 - 7 - 6	平成 22 年 6 月 1 日
ふ じ い 整 形 外 科	藤 井 信 人	朝霞市仲町 2 - 2 - 44 パールウイング2階	平成 22 年 5 月 7 日
医 療 法 人 正 務 医 院	医 療 法 人 正 務 医 院	草加市青柳 5 - 1 2 - 1 3	平成 22 年 5 月 10 日
須 藤 医 院	医 療 法 人 須 藤 医 院	深谷市小前田 2 7 9 9 - 1	平成 22 年 5 月 1 日
町 野 皮 膚 科	町 野 哲	坂戸市にっさい花みず木 3 - 1 5 - 1 3	平成 22 年 6 月 1 日
春日部慶友整形外科クリニック	中 川 智 之	春日部市上蛭田 6 4 7 - 2 2	平成 22 年 6 月 1 日
か ず か ベ ラ ラ 眼 科	高 橋 信	春日部市南 1 - 1 - 1 ララガーデン春日部 1F	平成 22 年 4 月 22 日
上 青 木 整 形 外 科 内 科	大 山 剛 史	川口市上青木西 4 - 1 4 - 1 2	平成 22 年 5 月 1 日
ふ じ ク リ ニ ッ ク	柿 沼 徹	春日部市中央 1 - 1 4 - 1 8 第 6 熊谷ビル 1 階	平成 22 年 5 月 1 日
川口ファミリークリニック	医 療 法 人 社 団 芳 雄 会	川口市戸塚 6 - 2 0 - 1 3 KF 第 2 オフィス 1 階	平成 22 年 5 月 24 日
益 子 整 形 外 科	医 療 法 人 社 団 聖 瑠 会	川口市芝高木 1 - 6 - 2 4	平成 22 年 5 月 1 日
新 堀 ク リ ニ ッ ク	小 代 博 之	新座市新堀 1 - 6 - 2 7	平成 22 年 6 月 1 日
渡 辺 産 婦 人 科	渡 辺 浩 二	比企郡嵐山町菅谷 2 4 9 - 9 8	平成 22 年 4 月 1 日
いしもと脳神経外科・内科	医 療 法 人 社 団 阿 州 会	新座市北野 3 - 1 8 - 1 6	平成 22 年 5 月 17 日
医療法人紫陽会 高橋医院	医 療 法 人 紫 陽 会	久 喜 市 上 内 1 7 4 6	平成 22 年 5 月 31 日
新井レディースクリニック	新 井 理 水	南埼玉郡白岡町小久喜 1 1 9 0 - 5 - 2 F	平成 22 年 6 月 7 日
関 根 歯 科 医 院	関 根 拓	羽生市三田ヶ谷 1 4 2 6 - 2	平成 22 年 5 月 28 日
か ね こ 歯 科 医 院	金 子 勉	比企郡嵐山町川島 1 4 7 3 - 1 8	平成 22 年 5 月 18 日
医療法人社団 大志会 今井歯科分院	医 療 法 人 社 団 大 志 会	八 潮 市 大 瀬 7 0 0	平成 22 年 5 月 28 日
ハローデンタルクリニック	椎 橋 照 敏	飯 能 市 岩 沢 2 6 6 - 2	平成 22 年 5 月 1 日
竹 中 歯 科	竹 中 園 恵	所 沢 市 松 葉 町 6 - 1 8	平成 22 年 4 月 1 日
医療法人 満月会 おおつきぎデンタルランド	医 療 法 人 満 月 会	富士見市鶴馬 2 6 0 5 - 1 ODビル 4 階	平成 22 年 6 月 2 日
い し か わ 歯 科	石 川 孝 文	川 口 市 戸 塚 6 - 2 5 - 1	平成 22 年 5 月 13 日
上 里 歯 科 医 院	今 井 康 博	児 玉 郡 上 里 町 七 本 木 9 5 5 - 9	平成 22 年 4 月 23 日
み どり 調 剤 薬 局	株 式 会 社 み どり 薬 局	川口市並木 2 - 1 8 - 5 サーパスビルズ 1F	平成 22 年 5 月 1 日
い ろ は 薬 局	株 式 会 社 萩 原 薬 局	深谷市上柴町西 2 - 1 4 - 4	平成 22 年 6 月 7 日
エース薬局 上藤沢店	株 式 会 社 エ フ ケ イ	入 間 市 上 藤 沢 4 5 8	平成 22 年 6 月 9 日
リズム薬局 志木北店	有 限 会 社 リ ズ ム メ デ ィ カ ル	志 木 市 本 町 4 - 1 5 - 1 ・ 1 F	平成 22 年 6 月 1 日
ふ れ あ い 薬 局	有 限 会 社 ア ド バ ン ス	桶 川 市 倉 田 西 窪 台 2 5 4 - 6	平成 21 年 8 月 26 日
ウエルシア薬局 北本中丸店	ウ エ ル シ ア 関 東 株 式 会 社	北 本 市 中 丸 2 - 3	平成 22 年 6 月 4 日
さくら薬局 豊春店	河 北 調 剤 株 式 会 社	春 日 部 市 上 蛭 田 6 3 1 - 2	平成 22 年 6 月 1 日

有限会社 藤波薬局	有限会社 藤波薬局	草加市谷塚町233	平成16年7月1日
みどり薬局	株式会社 みどり薬局	蕨市中央3-16-13	平成22年5月1日
ホワイト薬局	株式会社 フェイズ	久喜市久喜北1-8-52	平成22年4月30日
ヴェルペン花みず木薬局	大野 泰規	坂戸市につさい花みず木3-15-2	平成22年6月1日
薬局アポック 川口幸町店	株式会社 日本アポック	川口市幸町1-7-1 川口パークタワー104	平成22年6月1日
アイセイ薬局 第2東川口店	株式会社 アイセイ薬局	川口市戸塚2-4-1 ヒルトップ東川口1階	平成22年5月24日
くすり箱薬局	株式会社 葵調剤	入間市豊岡5-1-9 セントラル入間1F	平成22年5月1日
八潮中央訪問看護ステーション	医療法人社団 協友会	八潮市緑町1-24-7	平成20年12月6日

## 二 指定施術者

氏名	住所	施 術 所		指定年月日
		名称	所在地	
新井 和義		ココイチ整骨院	和光市新倉2-1-6	平成22年5月17日
早川 淳一		回天堂整骨院	さいたま市岩槻区本町4-9-1	平成22年5月28日
金子 好昭		つきのわ接骨院	東松山市上唐子1339-1	平成22年5月14日
高橋 欣弥		高橋 整骨院	川口市青木1-1-26	平成22年5月19日
梅澤 佳輔		梅澤 整骨院	川口市赤井4-17-16-101	平成22年5月1日
今井 克実		みらい接骨院	さいたま市北区宮原町4-1-9	平成22年4月1日
矢島 勇		大里康復接骨院	熊谷市高本283-1	平成22年5月14日
岡田 眞弘		岡田 接骨院	草加市谷塚町1871-1	平成22年6月4日
田中 忠司		田中 治療院	南埼玉郡白岡町白岡1892	平成22年5月21日
松本 光晴		まつもと治療院	深谷市緑ヶ丘15-12	平成22年5月13日
植木 宏和		真心指圧院	鶴ヶ島市上広谷176-1 ニュースカイハイツ303	平成22年5月25日
益子 秀俊	所沢市上新井4-78-20			平成22年5月24日

## 告 示

埼玉県告示第九百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
渡 辺 産 婦 人 科	比企郡嵐山町菅谷 2 4 9 - 9 8	平成 20 年 8 月 7 日
ハ ー ト ス テ ー シ ョ ン	久喜市北青柳 3 8 - 5	平成 22 年 3 月 31 日
く す り 箱 薬 局	入間市豊岡 5 - 1 - 9 セントラル入間 1 F	平成 22 年 4 月 30 日
ふ じ く り ニ ッ ク	春日部市中央 1 - 1 1 - 4	平成 22 年 4 月 30 日
いしもと脳神経外科・内科	新座市北野 3 - 1 8 - 1 6 志木・新座メディカルヴィレッジ内	平成 22 年 4 月 30 日
セ ン ト ラ ル ビ ル 眼 科	春日部市中央 1 - 5 2 - 1 春日部セントラルビル 5 F	平成 22 年 4 月 21 日
益 子 整 形 外 科	川口市芝高木 1 - 6 - 2 4	平成 22 年 4 月 30 日
上 青 木 整 形 外 科 内 科	川口市上青木西 4 - 1 4 - 1 2	平成 22 年 4 月 30 日
川口ファミリークリニック	川口市戸塚 6 - 2 0 - 1 3 KF第2オフィス1階	平成 22 年 2 月 28 日
川 口 工 業 総 合 病 院	川口市青木 1 - 1 8 - 1 5	平成 22 年 5 月 31 日
上 里 歯 科 医 院	児玉郡上里町七本木 9 5 5 - 3	平成 22 年 4 月 22 日
須 藤 医 院	深谷市小前田 2 7 5 3	平成 22 年 4 月 30 日
み ど り 薬 局	蕨市中央 3 - 1 6 - 1 3	平成 22 年 4 月 30 日
み ど り 調 剤 薬 局	川口市並木 2 - 1 8 - 5 サーバスヒルズ 1 F	平成 22 年 4 月 30 日
か ね こ 歯 科 医 院	比企郡嵐山町志賀 1 - 8 0 並木ビル 2 F	平成 22 年 5 月 1 日
有 限 会 社 新 島 薬 局	大里郡寄居町寄居 9 4 4	平成 22 年 5 月 7 日
医 療 法 人 正 務 医 院	草加市八幡町 1 2 8 7 - 7	平成 22 年 5 月 9 日
川 寺 歯 科 ク リ ニ ッ ク	飯能市川寺字榎戸 4 9 3 - 5	平成 22 年 4 月 30 日
竹 中 歯 科	所沢市松葉町 6 - 1 8	平成 22 年 3 月 31 日
医 療 法 人 さ つ き 診 療 所	川口市川口 2 - 8 - 1 9	平成 22 年 5 月 16 日
い し か わ 歯 科	川口市戸塚鉄町 3 5 - 2 6	平成 22 年 5 月 12 日

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
鈴木 団		みこと整骨院	草加市氷川町 2 1 4 6 - 9 メゾン・ド・クール 1 0 3	平成 22 年 5 月 17 日

# 告示

埼玉県告示第九百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関者から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	休止年月日
医療法人社団昇龍会 Women's Clinic ひらしま産婦人科	上尾市原市1464	平成22年8月31日



## 告 示

埼玉県告示第九百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指定年月日
老人保健施設 あげお愛友の里	上尾市西門前南前636	医療法人社団 愛友会	訪問リハビリテーション	平成22年8月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	平成22年8月1日
ケアセンター ふくしのまち上尾	上尾市日の出3-9-1 1F	株式会社 福祉の街	通所介護	平成22年6月3日
			介護予防通所介護	平成22年6月3日
ケアセンター 明和	狭山市北入曽547-10	株式会社 明和工務店	特定介護予防福祉用具販売	平成22年4月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成22年4月1日
デイホーム明和 みよしの館	狭山市北入曽541-27	株式会社 明和工務店	介護予防通所介護	平成22年4月1日
アットホームケアクラブ	上尾市原市3336 原市団地4-20-105	有限会社 司商事	介護予防訪問介護	平成22年4月1日
地域包括支援センター ブロン	志木市本町2-10-50	社会福祉法人 ルストホ7志木	介護予防支援	平成22年4月1日
芝新町調剤薬局	川口市芝新町4-28	株式会社トラス7アーマン	居宅療養管理指導	平成22年5月11日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年5月11日
イリーゼ川口デイサービスセンター	川口市石神1573-10	株式会社イリーゼ	通所介護	平成22年5月1日
			介護予防通所介護	平成22年5月1日
イリーゼ川口ショートステイ	川口市石神1573-10	株式会社イリーゼ	短期入所生活介護	平成22年5月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成22年5月1日
ラック芝	川口市芝宮根町1-42田中マンション101	株式会社川口福祉サービス	居宅介護支援	平成22年5月1日
花花訪問介護	川口市元郷5-20-18第一幸亀ビル105	加藤合同会社	訪問介護	平成22年6月3日
			介護予防訪問介護	平成22年6月3日
モモカデイサロン	三郷市彦江1-196-1	株式会社モモカ	通所介護	平成22年5月10日
			介護予防通所介護	平成22年5月10日
彩ネットワーク	草加市草加4-1-9ルピナス草加 106	有限会社ケアネットワーク	居宅介護支援	平成22年6月1日
			介護予防支援	平成22年6月1日

フィットエイジ所 沢元町	所沢市元町28-97号-ラスタワ-所沢102	株式会社ウェルファー	通所介護	平成22年5月1日
			介護予防通所介護	平成22年5月1日
なごみ	ふじみ野市川崎2-4-10	株式会社ナカノ機設	通所介護	平成22年6月1日
			介護予防通所介護	平成22年6月1日
GENKI NEXT 熊谷	熊谷市上之1881	合同会社ケアサポートひまわり	介護予防通所介護	平成22年5月14日
デイサービス みどりの丘 イースト	行田市長野926-2	株式会社みどりの丘	通所介護	平成22年5月25日
			介護予防通所介護	平成22年5月25日
ミモザ花崎	加須市花崎北1-18-2	ミモザ株式会社	通所介護	平成22年6月1日
			介護予防通所介護	平成22年6月1日
スマイル介護サービス	児玉郡美里町関56	有限会社スマイルサービス	訪問介護	平成22年6月10日
			介護予防訪問介護	平成22年6月10日
デイサービスセンター 豊真	深谷市上柴町東3-11-5	株式会社カムナ	通所介護	平成22年5月21日
			介護予防通所介護	平成22年5月21日
茶話本舗 新座 デイサービスセンター	新座市野火止4-8-41	介護ジャパン株式会社	通所介護	平成22年5月13日
小規模多機能型居宅介護 ふれあいの家	三郷市岩野木41-1	医療法人財団アカシア会	小規模多機能型居宅介護	平成22年5月20日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成22年5月20日

## 告 示

埼玉県告示第九百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更項	変更前	変更後	サービスの種類
在宅介護支援センターみずほ苑	名称	みずほケアセンター	在宅介護支援センターみずほ苑	居宅介護支援
吉川松伏医師会訪問看護ステーション	名称	吉川市医師会訪問看護ステーション	吉川松伏医師会訪問看護ステーション	訪問看護
				介護予防訪問看護
				居宅介護支援
ケアセンターふくしのまち上尾	名称	株式会社 福祉の街 上尾営業所	ケアセンターふくしのまち上尾	訪問入浴介護
				居宅介護支援
				介護予防通所介護
				福祉用具貸与
				介護予防訪問介護
				介護予防訪問入浴介護
				介護予防福祉用具貸与
				特定福祉用具販売
				特定介護予防福祉用具販売
				通所介護
				訪問介護
アットホームケアクラブ	所在地	上尾市原市 2 2 4 1 - 4	上尾市原市 3 3 3 6 原市団地 4 - 2 0 - 1 0 5	介護予防訪問介護
				訪問介護

## 告 示

埼玉県告示第九百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
久喜市久喜東地域包括支援センター	久喜市青毛753-1(ふれあいセンター-久喜内)	介護予防支援	平成22年6月30日
川口工業総合病院	川口市青木1-18-15	訪問看護	平成22年5月31日
		訪問リハビリテーション	平成22年5月31日
		居宅療養管理指導	平成22年5月31日
		介護予防訪問看護	平成22年5月31日
		介護予防訪問リハビリテーション	平成22年5月31日
		介護予防居宅療養管理指導	平成22年5月31日
デイサービスウェルネス武蔵野	川口市石神1573-10	通所介護	平成22年4月30日
		介護予防通所介護	平成22年4月30日
ショートステイ ウェルネス武蔵野	川口市石神1573-10	短期入所生活介護	平成22年4月30日
		介護予防短期入所生活介護	平成22年4月30日
久喜市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	久喜市青毛753-1 ふれあいセンター-久喜内	居宅介護支援	平成22年6月30日
久喜市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	久喜市青毛753-1 ふれあいセンター-久喜内	訪問介護	平成22年6月30日
		介護予防訪問介護	平成22年6月30日
栗橋町社会福祉協議会介護支援センター	久喜市間鎌255-1	居宅介護支援	平成22年6月30日
栗橋町社会福祉協議会デイサービスセンター	久喜市間鎌255-1	通所介護	平成22年6月30日
		介護予防通所介護	平成22年6月30日
鷲宮町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	久喜市鷲宮6-1-7	居宅介護支援	平成22年6月30日
つくしの里 デイサービスセンター	本庄市朝日町3-9-10	通所介護	平成22年6月10日
		介護予防通所介護	平成22年6月10日
ケアセンター フローラ蓮田	蓮田市黒浜3561-52	訪問介護	平成22年6月30日

# 告 示

埼玉県告示第九百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鴻巣ショッピングプラザ

鴻巣市大字箕田字吉右工門三千百十一 一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時

（変更後）午前八時から翌午前三時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十一時三十分

（変更後）午前七時三十分から翌午前三時三十分

## 八 変更年月日

平成二十二年七月一日

## 二 届出年月日

平成二十二年六月十六日

## 二 縦覧期間

平成二十二年六月二十九日から平成二十二年十月二十九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十二年六月二十九日から平成二十二年十月二十九日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課



# 告示

埼玉県告示第九百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

みづばち 腐蛆病 <sup>そ</sup>	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区域	発生年月日	処置
患畜			一群	さいたま市	平成二十二年 六月三日	自衛殺

# 告 示

埼玉県告示第九百二十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 解除に係る保安林の所在場所

秩父市久那字柚木平三二八〇の二、三二八〇の一〇、三二八〇の一、三二八一の二、三二八一の四、三二八一の六、三二八一の七、三二八一の八、三三〇五の三、三三〇五の四、三三〇五の五

## 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 三 解除の理由

道路用地とするため

# 告 示

埼玉県告示第九百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十二年六月二十四日認可した。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

熊谷中央土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

# 告 示

埼玉県告示第九百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十二年六月二十四日認可した。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

神鳥菰島土地改良区

二 事務所所在地

羽生市

# 告 示

埼玉県告示第九百四十一号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	氏 名 （法人にあっては代表 者の氏名）	主たる事務所の所在地
株式会社スターホ ームズ	柿澤 博友	狭山市入間川三丁目 四番十七号
株式会社大東住販	中山 孝浩	坂戸市緑町三番四号

## 告 示

埼玉県告示第九百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
県立春日部高等学校外16校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年6月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 5 落札金額  
144,666,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年4月6日

## 告 示

埼玉県告示第九百四十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

携帯型プリンタ等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成23年1月1日(土)から平成27年12月31日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-830-0110 内線 2245 ファ  
クシミリ 048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月11日（水）午前11時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月10日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月11日（水）午前11時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成22年8月11日（水）午前11時40分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年8月4日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年7月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話  
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of Port  
able printer etc.
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;11:30 a.m.,  
august 11,2010 By mail;5:00p.m.,august 10,2010 In person;11:30 p.m.,  
august 11,2010
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance  
Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Head  
quarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,  
Telephone 048-832-0110 Ext.2245

## 告 示

埼玉県告示第九百四十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

組織犯罪情報管理システムの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成23年3月1日(火)から平成28年2月29日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務課財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線 2244 ファ  
クシミリ 048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月18日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月17日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年8月18日（水）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成22年8月18日（水）午前10時40分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年8月11日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年7月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格



審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話  
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of Org-  
anized Crime Information Management System.
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.,  
august 18,2010 By mail;5:00p.m.,august 17,2010 In person;10:30 p.m.,  
august 18,2010
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance  
Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Head  
quarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,  
Telephone 048-832-0110 Ext.2244

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先 ま で	秩 父 市 上 野 町 八 〇 五 番 九 地 先 から 同 市 上 野 町 八 〇 九 番 七 地	区 間
二 四 ・ 九 三	一 四 ・ 九 七 〇 ・ 八 七	敷 地 の 幅 員  ( メ ー ト ル )
	四 三 ・ 五 〇	延 長  ( メ ー ト ル )
	交 差 点 整 備 工 事 に よ る 拡 幅	備 考

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 二百九十九号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
九地先まで	秩父市上野町八〇五番二一地 先から同市上野町八〇五番一	区 間
一七・九四	一六・五〇 一七・九四	敷地の幅員 (メートル)
	一六・〇〇	延長 (メートル)
	交差点整備工事による 拡幅	備 考

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

一 道路の種類 県道

二 路線名 東門前蓮田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三番一地先まで	蓮田市大字馬込字一二番二六六二番一 地先から同市大字馬込字一二番二六三	区 間
一三・八〇ゝ 一七・一〇	一三・八〇ゝ 一五・三〇	敷地の幅員 (メートル)
三二・三〇		延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治



東門前蓮田線	路線名
蓮田市大字馬込字一二番二六六二番一地从り同市大字馬込字一二番二六三三番一地从りまで	供用開始の区間
平成二十二年六月二十九日	供用開始の期日
延長三二・三〇メートル	備考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

## 一 許可番号

平成二十二年三月二十三日

指令川建セ第二一 一一九一号

## 二 検査済証番号

平成二十二年六月二十四日

川建セ第二二 三五号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字宮前三九四番一、三九四番四、三九五番一、三九五番

二、三九七番一、町道八 七六号線の一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市大字下唐子一三七四番地

埼玉商事有限会社 代表取締役 下田 裕

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十二年六月十七日

指令川建セ第二二〇〇二五〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年六月二十五日

川建セ第二二〇〇三九号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字上大屋敷字御殿七番一の一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町岩井東一丁目六番地三四

鈴木 正彦 鈴木 恵美

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十二年四月十六日

指令川建セ第二二〇〇一〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年六月二十五日

川建セ第二二〇〇三一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字竹本字上宮ノ入一三二七―三の一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市大字中里四三―三

深海 久光

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年六月二日

指令川建セ第二二〇〇四〇号

二 検査済証番号

平成二十二年六月二十五日

川建セ第二二〇〇三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字下里字北中台二四七五―四、二四七六―二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字小川七二六―三

トライアム・アーチ205号

板田 稔子

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

<p>第 秩 一 号</p>	<p>指定番号</p>
<p>平成二十二年 六月十七日</p>	<p>指定年月日</p>
<p>秩父郡小鹿野町小鹿野字笠原 四〇四番一六、四〇五番四、四 〇五番六</p>	<p>指定した道路の位置</p>
<p>四・二〇</p>	<p>道路の幅員 (単位メートル)</p>
<p>一四九・八五二</p>	<p>道路の延長 (単位メートル)</p>
<p>秩父郡小鹿野町小鹿野八九番地 秩父郡小鹿野町長 福島弘文</p>	<p>申請者の住所及び氏名又は名称</p>

# 雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県病害虫防除所長 鈴木 栄一



平成22年 5月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
乾燥菌体肥料	東洋水産株式会社	東水1号	主成分 - TN、TP 有害成分 - カドミウム				
	明治製菓株式会社	メイシ乾燥菌体肥料	主成分 - TN、TP 有害成分 - カドミウム				
	小岩井乳業株式会社	KIW007	主成分 - TN、TP 有害成分 - カドミウム				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量

# 雑 報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県病害虫防除所長 鈴木 栄 一

平成22年 5月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
米ぬか	木徳神糧株式会社	米の精	2.09	5.36	1.81	0	51	0.08	20.6	11.06		
たい肥	田中稔	田中さんちのみのり堆肥	2.52	4.10	3.39	39	358	12.85	8.5	23.51		
	埼玉県	牛ふんたい肥	0.83	1.22	2.33	21	135	1.95	12.4	63.39		
動物の排せつ物	岡田了	乾燥鶏糞	1.61	7.54	1.90	51	809	29.36	5.4	14.87		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

# 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十二年五月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年六月二十九日

埼玉県病害虫防除所長 鈴 木 栄 一

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要	備考
エナーゼ産業株式会社 秩父郡長瀬町矢那瀬 194	22. 5.18 同左	大豆抽出液吸着飼料	ビターゼ 8	22. 5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	
木徳神糧株式会社桶川工場 桶川市川田谷字楽上 1117	22. 5.20 同左	米ぬか	米の精	22. 5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	
鹿島飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝 4 番地 2	22. 5.20 株式会社奥隅商店 熊谷営業所 熊谷市大字高柳 6-7	成鶏飼育用配合飼料	マルニ印配合飼料 ノーバ 17	22. 4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	
同上	同上	種豚飼育用配合飼料	マルニ印配合飼料 ハイリッター	22. 5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	
森永酪農販売株式会社埼玉営業所 深谷市荒川 2172	22. 5.21 埼玉酪農業協同組合 深谷市荒川 2172	乾牧草	ルーサン	22. 5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	
全国酪農業協同組合連合会 東京支所 東京都港区芝四丁目 17 番 5 号 田町プレイス	同上	同上	オーツヘイ	22. 5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	
森永酪農販売株式会社埼玉営業所 深谷市荒川 2172	同上	同上	カナダチモシー	22. 5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	
全国酪農業協同組合連合会 東京支所 東京都港区芝四丁目 17 番 5 号 田町プレイス	同上	同上	スーダン	22. 5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	
中部飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝 2 の 4	同上	乳用牛飼育用配合飼料	マル中印乳用牛飼育用配合飼料 森永デーリィバルキー 7 3CK	22. 5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年・月	試 験 結 果 の 概 要												備 考	
				粗たん 白 質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシ ウム %	リン %	揮発性 塩基性 窒 素 %	水溶性 窒 素 %	ペプシ ン 消化率 %	T D N %	M E kcal/kg	その他 の検査 (水分) %		
エナーゼ産業株式会社 秩父郡長瀬町矢那瀬 194	22. 5.18 同左	ビターゼ8	22. 5													5.6	
				15.4	5.5	2.6	3.1	0.06	0.68								
木徳神糧株式会社桶 川工場 桶川市川田谷字楽上 1117	22. 5.20 同左	米の精	22. 5													12.2	
				12.8	15.2	0.0	9.1	0.05	2.35								
鹿島飼料株式会社鹿 島工場 茨城県神栖市東深芝 4番地2	22. 5.20 株式会社奥隅商 店熊谷営業所 熊谷市大字高柳 6-7	マルニ印配合飼料 ノーバ17	22. 4	17.0	3.0	6.0	15.5	3.00	0.40							11.7	
				17.0	6.9	2.4	12.3	3.91	0.51								
同上	同上	マルニ印配合飼料 ハイリッター	22. 5	15.0	3.0	8.0	9.0	0.70	0.55							13.0	
				15.2	5.0	3.4	5.9	1.25	0.91								
森永酪農販売株式会 社埼玉営業所 深谷市荒川 2172	22. 5.21 埼玉酪農業協同 組合 深谷市荒川 2172	ルーサン	22. 5													13.8	
				13.1	1.6	27.9	7.2	0.66	0.22								
全国酪農業協同組合 連 合 会 東 京 支 所 東京都港区芝四丁目 17番5号 田町ブレ イス	同上	オーツヘイ	22. 5													14.7	
				5.7	1.5	19.3	4.9	0.14	0.13								
森永酪農販売株式会 社埼玉営業所 深谷市荒川 2172	同上	カナダチモシー	22. 5													11.5	
				5.1	1.8	30.0	3.8	0.19	0.15								

全国酪農業協同組合 連 合 会 東 京 支 所 東京都港区芝四丁目 17 番 5 号 田町プレ イス	同上	スーダン	22.5													10.4	
中部飼料株式会社鹿 島工場 茨城県神栖市東深芝 2の4	同上	マル中印乳用牛飼 育用配合飼料 森永デーリィバル キー73CK	22.5	17.0 以上	2.0 以上	13.0 以下	10.0 以下	0.6 以上	0.4 以上							14.7	
				17.4	3.5	4.9	5.7	0.77	0.55								

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあつては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があつた場合当該成分の過不足量（絶対量）を示す。

# 正 誤

埼玉県告示第九百八号（平成二十二年六月二十五日第二千九十五号）目次中訂  
正

誤 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）

正 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）